

新宿区教育委員会会議録

平成30年第12回定例会

平成30年12月7日

新宿区教育委員会

平成30年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年12月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時49分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

報 告

- 1 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
- 2 平成30年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告について
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いいたします。

初めに、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◆ 報告2 平成30年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

本日の進行につきましては、初めに報告2の報告を受け、質疑をした後、報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、平成30年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告をさせていただきます。

お手持ちの資料の記書き以下をごらんください。

1、コンクールの概要でございます。

(1) 読書感想文コンクール「わたしの漱石、わたしの一行」、中学生の部と高校生の部の2部制でございます。

(2) 絵画コンクール「どんな夢を見た？あなたの「夢十夜」」、小学生低学年の部と高学年の部の2部制でございます。

(3) の実施期間、平成30年6月25日から9月14日、夏休み期間を含めまして募集を行いました。10月の審査を経て、12月8日、明日になりますけれども、表彰式を取り行います。

2の応募状況でございます。

(1) 読書感想文、全国から2,429点の応募がございまして、うち区立中学生が8校、262点の応募がございました。

(2) 絵画、こちらは全国から876点の応募がございまして、うち区立の小学生低学年23校、475点、小学生高学年19校、210点の応募があったものでございます。

3の審査でございます。

(1) 審査員、作家の森まゆみ氏が審査委員長となっております。審査委員ですが、新宿区長と新宿区教育長を含む、記載の方々となっております。

(2) 読書感想文審査結果、中学生の部、高校生の部とも、最優秀賞が1点、後援企業、大学賞を含む優秀賞が5点、佳作が10点ずつとなっております。

(3) 絵画審査結果、こちら小学生の低学年、高学年とも最優秀賞が各1点、後援企業、大学賞を含む優秀賞が各5点、佳作が各14点となっております。

4の表彰でございます。

各部門の最優秀賞と優秀賞は、明日になりますが、12月8日に漱石山房記念館で表彰を行います。受賞者には副賞としまして、図書カードを贈呈いたします。最優秀賞が1万円、優秀賞が5,000円、佳作が1,000円であるほか、受賞作品をまとめた作品集を作成し、配布いたします。佳作は、表彰状、副賞、作品集を後日送付させていただきます。また、参加者全員に、参加賞としまして、漱石のクリアファイルをお送りする予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○羽原委員 区内の小・中学校の学校別の参加数や参加割合はありますか。

○文化観光課長 こちらの2の応募状況に記載してございますが、読書感想文コンクールについては、全国の2,429点のうち区立中学生の割合が10.78%になっておりまして、10校中8校の応募がございました。また、絵画コンクールについては、876点中、区立小学生の応募状況は、比率でいきますと78.19%になっておりまして、29校中25校の応募がございました。年々応募数が増えておりますので、だいぶ関心が高まってきていると認識しているところでございます。

○羽原委員 これはそちらの管轄ではなく教育委員会自体の問題と思うのですが、やっぱり図書館のイベントも同様ですけれども、参加者がいないという学校には、特に説明をするとか、全校出してくるぐらいの新宿区らしい盛り上がりを目指してほしい。内容もいろいろ問題あると僕は思っていますが、ぜひ、不参加の学校がなくなる工夫を教育指導課かと思いますが、お願いしたいと思います。

○教育指導課長 今回のコンクールの状況等につきましては、今後、校園長会等で周知をして

いきたいと思いますし、新宿区の大切なコンクールであるという位置づけについても、繰り返し学校にも説明してまいりたいと思います。

○教育長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

〔文化観光課長退席〕

◆ 報告 1 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

○教育長 次に、報告1を受けます。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について報告をさせていただきます。

平成30年10月25日に、文部科学省が、平成29年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を発表いたしました。本日は、平成29年度における新宿区立学校の児童・生徒の状況について、御報告をさせていただきます。

初めに、暴力行為です。

小学校では87件、中学校では41件発生しており、小学校では大きく増加いたしました。暴力行為は、学校の管理下において、小学校では10校、中学校では6校で発生しております。小学校では、特定の児童の暴力行為が繰り返されたことが増加の要因となっております。

暴力行為の内訳として、対教師暴力につきましては、小学校が4校で47件、中学校が1校で5件発生しております。

また、対生徒間暴力につきましては、小学校が6校において29件、中学校が5校において25件発生したという状況でございました。小学校では、特定の児童に対して、医療との連携も含め対応し、その結果、今年度は前年度に比較して落ちついた学校生活を送っているというケースもございます。また、中学校の暴力行為の件数につきましては、前年度同様の状況を維持しております。生徒が落ちついた学校生活を送れるよう、さまざまな取組を進めている結果と捉えています。

暴力行為につきましては、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を、学校問題支援室と連携しながら実施してきました。今後も、児童・生徒が、自分の感情をコントロールする力を育成するなど、さまざまな研修会の取組も並行して進めてまいりたいと考えておりま

す。

続きまして、不登校についてです。

不登校児童・生徒数の件数ですが、小学校は37人、中学校は93人という状況で、中学校では、前年度と比べ増加いたしました。

区立学校の不登校出現率につきましては、昨年度と比較し、小学校が0.45ポイントから0.42、中学校は3.01から3.47になっており、中学校では上昇しております。

不登校の本人に係る要因としましては、小学校、中学校ともに、不安の傾向があるというものが最も多く、小学校は11件、中学校は28件でありました。この不安の傾向があるというのは、登校の意思はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない、またはできないといった状態が、これに該当するものとなっております。

この不安の傾向がある者の内訳としまして、小学校では、家庭に係るもの、いじめを除く人間関係が多い結果となりました。中学校も、同様の傾向があり、家庭に係るもの、いじめを除く人間関係、さらに学業の不振が多い結果となりました。

ふれあい月間のアンケートやハイパーQ Uなどの結果を活用しながら、学校生活での満足度の低い児童・生徒に対して早期に対応することや、保護者との個人面談、スクールカウンセラーとの相談の充実を図るなど、家庭との連携を図ってまいりたいと考えております。

不登校児童・生徒の学年別の内訳につきましては、表の（2）にお示ししたとおりとなっております。今年度も小・中連携の日を設定し、小学校と中学校の教員が授業公開や協議会等を通して、相互理解を図り、円滑な接続と連携の取組を進めているところです。今後も小・中連携の取組を推進するとともに、情報を共有することで、不登校の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

また、今回、こちらの表にはございませんが、新宿区には、適応指導教室としまして、つくし教室がございます。11月時点での児童・生徒数につきましては、11月時点で小学生が2名、中学生が11名、体験として小・中各2名の児童・生徒が入級している状況となっております。入級生徒の中には、週のうち数日学校に登校できている生徒もいるという状況でございます。今後も、つくし教室が、児童・生徒が学校復帰への一つのステップとなることなどを周知し、在籍校と連携して、学校復帰を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、いじめの認知件数です。

いじめの認知件数は、表にございますように、平成29年度は、小学校で585件、中学校で72件でした。いじめの認知件数は、平成28年3月の文部科学省からの通知を受け、本区にお

いても軽微ないじめも見逃さないことが徹底された結果と捉えております。新宿区では、これまでも、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことなどの説明を学校にしていまいりました。いじめの認知件数が増えたことは、早期発見につながるものと捉えております。

いじめの対応については、複数回答ではありますが、小学校、中学校ともに多かったのが冷やかしゃからかい等の言葉によるもので、小学校ではこの件数のうちの266件、中学校では43件が、その冷やかしゃからかい等の言葉によるものという内容でございました。全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく、早期に介入し、早期に対応していくことを、今後も徹底してまいりたいと考えております。

また、生徒会役員交流会のテーマとして、このいじめについては毎年度話し合いを進めていく予定となっており、今年度の交流会においてもテーマの一つと掲げてございます。

また、いじめ発見のきっかけについてですが、小学校、中学校ともにアンケート調査などの学校の取組が一番多く、小学校では350件、中学校では30件が、アンケート調査によって発覚したというものでございます。

現在、6月、11月、2月のふれあい月間のアンケートを実施しております。加えてハイパーQ Uを同時期に実施しておりますので、アンケート結果については、必ず担任だけではなく、組織的に内容を確認するよう指導しております。引き続き、担任ひとりが抱え込まず、組織的に確認することで、早期のいじめ発見に努めたいと考えております。

また、スクールカウンセラーにより、小学校5年生と中学校1年生は、全員面談を実施しております。このような取組を継続し、担任以外の職員にも相談しやすい体制づくりを進めてまいります。

いじめの解消の件数ですが、小学校は、そちらにもあります529件、前年度同様に90%を超えている割合となります。中学校は66件、こちらも前年度からさらに解消率については上昇しております。こちらは年度末の時点での状況ということですので、その後はいずれのケースもいじめについては解決の方向に向かっていると聞いております。

いじめについては、一旦解消したと思われても繰り返す可能性もありますので、学校には、引き続き注意深く観察するよう指導しております。

児童・生徒の問題行動については、学校だけの取組では解決が困難な事例が少なくありません。教育委員会をはじめ、家庭や関係機関との連携の重要性が一層増していると認識しております。今後も、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所などの関係機関やスクール

カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携が行われるよう、学校問題支援室を中心として、問題行動等の解決に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○教育長 ありがとうございます。

何か御質問等おありでしょうか。

○今野委員 3番のいじめの関係からお伺いしたいのですが、28年度、29年度、新宿区でも認知件数が多くなりました。先ほど教育指導課長がお話しされたように、いじめを見逃さないという態度でしっかり見て、その関係で件数としては上がってきているということでした。全国的にも、区市町村によって相当件数とか、その率が随分違っていて、京都市は、極端に多いのです。どういうことかということ、やっぱり同じように、なるべく見逃さないように小さなところから教員が力をつけて、しっかりと把握するんだということを考えているようです。文部科学省の通知の中にもそういうことがあったようですけれども、認知件数が多いのは問題だという感じが以前はありましたがそうではなくて、数が多くなることは、そういうことでいいことだと思うんです。

新宿区でも、28年からそういう傾向が現れているなということをおっしゃるのですが、一方、中学校を見ても、必ずしもそういう傾向ではありません。無理に件数を上げる必要はないのですが、小学校と中学校の先生方のいじめの認知の感度や考え方が、同じようなものになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○教育指導課長 小学校と中学校の教員それぞれの感度についての御質問です。

これにつきましては、繰り返し生活指導主任会、それから校長会等でも、感度を高めてもらいたいということを申し上げておまして、小学校、中学校で、特に大きく教員の感度の差というものはないと捉えております。

ただ、先ほど報告させていただいた中にもありますが、いじめの発見の経緯としましては、アンケートというツールが大変多くの兆候を捉えているような状況がありまして、小学生のほうで冷やかしかからかいのことをストレートに表現するところが出てきているのではないかと考えております。中学生になりますと、自分の中で抱え込んでしまうというケースが少なからずあるかと思っております。

このような状況もあるということをお知らせしながら、教員はより丁寧に、細かく見ていく必要があると考えております。

現在、学校問題支援室でも、ふれあい月間等の結果を学校から報告を受ける際には、極端

に報告件数が少ない学校につきましては、細かなものも見逃さないように、その状況について再確認をしているところです。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

○羽原委員 この数字は、上から把握するとうような数字になると思います。ただ、現場、つまり子どもたちの世界から、下から見ていくと、例えば家庭環境の問題で言えば、外国籍とかひとり親とか、あるいは何らかの家庭状況によるものが強いのかどうか、あるいは小学校5・6年や中学校3年あたりの進学が迫った時期で増えているということは、学業的にドロップアウトすることとのかかわりがあるのかなのか。その辺の下から見た、実態から見た状況のポイントみたいなことをちょっとお話しいただきたいと思います。いじめの問題はちょっと違うけれども、不登校の問題とか、暴力行為とか、共通する舞台で起きがちなのではないかと思います。

○教育指導課長 今回、特に不登校になりますが、小学校からの引き続きの不登校が多いのではないかとこの視点で見させていただいたのですが、一定数は小学校からの引き続きの不登校はありました。また、不登校は中1で多くなると思われていたのですが、むしろ実際は、中2で上昇するような傾向がございまして、新たな不登校生徒を出さない取組というものが新宿区としては必要であると考えています。

これにつきましては、先ほど不登校の要因の中にもありましたが、漠然とした不安の中にも、先ほど羽原委員からもございました学業への不安感も要素としては入っております。1時間、1時間の授業の中での自分自身の理解度が高まっていく、納得感を得られる授業が1時間行われるということの積み重ねというものが、子どもにとって学校に居場所があることにもつながりますし、不登校の解消にもつながっていくのではないかと考えております。各家庭への働きかけは、もちろん大事にしていく必要はありますけれども、1時間、1時間の授業の中で、子どもに合った授業、子どもがわかる授業を繰り返し行っていくことの重要性も認識していかななくてはならないのではないかと考えております。このことは、いじめや暴力行為、そういったものにも全てつながってくるものではないかなと考えております。

○羽原委員 僕としては、学校の教育というものは、上から教育するという基本の姿勢があると思うけれども、現場型で言うと、不登校や暴力行為についても、家庭内の問題、それから今おっしゃった学業によるドロップアウト的な要素について、この数値から見ていくとうような手当てが必要かということだと思ひます。

子どもの環境や状況から見ると、何が必要かというのは、簡単ではないですよ。親の収入の問題や、片親であるといった問題は根が深いし、簡単に手をつけられるような問題ではないけれども、その辺をつかんでいかないと、教室的な判断だけでは、多分打開できないんじゃないかと思うんです。

だから、この数値の原因別とか、そういうような分析が必要だという感じがしています。いつも、この数字で論議するとき、どうしても上から目線で物を考えてしまうけれども、そうではなくて、性格的な要素も若干あるかもしれないが、子どもの環境に影響された精神状態から来る行為というのは多いと思いますから、そういった目線でもうちょっと分析しないと、いい打開策というのは出にくいんじゃないかなと思います。

○**教育指導課長** それぞれの子どもの置かれている環境はさまざまですので、子ども家庭支援センターなどとの情報交換は進めてまいりたいと思います。また、学校問題支援室からスクールソーシャルワーカーが各学校を巡回させていただいておりますので、その中で分析した内容等も各学校に伝えながら、子どもの置かれている環境というものを、教育委員会や学校だけではなく、さまざまな関係機関がかかわり、子どもたちの安定した生活に資するような形でできないかを考えながら、取り組ませていただきたいと思います。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**羽原委員** そういう取組があるのであれば、この数値について、学校別ではなく、社会状況として、区内の状況はどういうふうになっているのか、どういう理由があるのかというように複数の区分や仕分け、分類などがあるうけれども、そっちから見た区全体としてのものがあれば、ぜひ見たいということです。

○**教育指導課長** 今、スクールソーシャルワーカーのお話をさせていただきましたが、スクールソーシャルワーカーが関わっている相談件数は、小・中学校合わせまして、30年度の8月末の時点にはなりますけれども、270件ほどの相談が寄せられておりました。その中で、家庭環境に起因するものが128件であると報告を受けています。子どもだけではどうすることもできない家庭環境に起因することは、相当数原因としてあると考えられます。

また、不登校につきましては、毎月学校から報告を受けますけれども、その理由を、先ほど申し上げております学校問題支援室で確認させていただいております。

○**教育長** いいですか。

ほかに。

○**菊田委員** 学業による不振で、学校に来られなくなっちゃうのは、学校にとっては物すごく

残念な事態だと思います。さっき教育委員会の控室でみんなで話していたのですけれども、やはり個別の対応にはどうしても欠かせない部分はあると思っています。勉強を教えるのが学校の仕事なのだから、勉強ができなくなっちゃったから来られなくなっちゃったという事態の発生を未然に防ぐために、もっと放課後学習支援などで放課後の時間をもっと活用して、しっかりその子の学業を支えていただきたいと思います。塾に行かなければついていけないような状態では、やはり新宿区教育委員会の名折れですから、本腰を入れて頑張っていただきたい。

もし、その原因が支援が必要な状況にあることであるならば、すぐに支援に入れる体制を創っていただいて、学業をしっかり支えていただきたいと思います。

○**教育指導課長** 今回御報告させていただきましたこの内容ですが、今後、校園長会で報告をさせていただきます。その機会に、今、菊田教育長職務代理者からいただきました学業不振についての対応につきまして、例えば放課後の学習支援の充実や個別に支援を要するお子さんへの学校としてのきちんと寄り添った対応について、改めてお話させていただきたいと思います。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**星野委員** 質問というよりはコメントですけれども、暴力行為のところに衝動性という言葉が出てきました。感情が抑え切れなくて手が出てしまうというような問題に関して、それをコントロールしているのは脳の前頭葉なのですが、その発達に関しては、特に小児期のメディア接触、テレビやビデオ、スマホなど、そういうものの接触が発達を抑制しているのではないかとわかっております。

日本は、世界で一番メディア接触の長い国なんです。メディア接触の時間は、欧米の2倍近くになっていて、偶然かもしれませんが、そういうものの発達とともに、日本での凶悪事件とか衝動性のある事件が増えていきますので、やっぱりその辺の問題も考えなきゃいけないかなと思っています。地方では、教育委員会を中心にノーテレビデーといって、1週間に一度テレビを見ない日をつくって、そのかわり家庭での話の時間を増やしたり、ボードゲームやトランプをみんなで遊んだり、そういう指導をしていると聞いています。

ですから、そういう把握も大切なんですけれども、やっぱり原因を何とかするというのを考えれば、やっぱりそういう指導も行うほうがいいのではないかと思います。要するに、テレビとかスマホの接触時間を減らすような指導ができればいいかなと僕は思っています。

○**教育長** コメントということで、参考にさせていただければと思います。

○古笛委員 毎年、数を御報告いただいているのですけれども、数もやっぱり暗数というか、表に出てこない数値もかなりあると思うので、そこはぜひ現場の先生方に拾い上げていただくようお願いしたいと思っています。

それとともに、質の問題というのも気になっていて、不登校は別ですが、暴力行為にしる、いじめにしる、一過性のエピソードとして、ああ解決してよかったねと終わるものと、根が深いものがあるのではないかと思います。暴力行為も、特定の児童が繰り返した結果、件数が多くなるのであれば、大変なことだし、それは、何か一つのことでカッと手を出してしまったのもう解決したというものとはやっぱり違うと思います。ですから、重大なものや、緊急性を要するようなものもあるかと思っています。

いじめも本当に、同じ冷やかし、からかいでも、本当にちょっとしたことがきっかけとなって大きなことに至っているようなこともあるので、ぜひ、なかなか難しいところではあるのですけれども、どういったことがこういう事態に陥っているのか、数とともに質の問題も何か御報告いただくとか、あるいは教えていただくような場があればと思うので、何らかの形で教えていただけたらと思っています。それを踏まえた上で、医療的な支援とともに、最近、法律相談体制も整備されつつありますので、法律的なサポートでどんなことができるかということも考えていけたらと思っています。

これは意見で結構です。

○羽原委員 今のお話があったので、もうちょっとストレートに言わせてもらいます。

本当に言いたかったのは、こういう表面上の数字でこうなっているという理解でいいのかということです。もっと実態に迫ったような数値や、原因がどこにあるかということがもっと把握しやすいような集計、統計を考えてもらいたいと思います。簡単に言えば、下から見た統計というのは、項目も含め、上から見た数字とはもうちょっと違うものになるのではないかと思います。これでは、何の具体性もない数字だけで、みんなが知りたいいじめの中身がどうなっているかはわからない。それから、不登校でも原因が何かということが出てこない、対応策というのは組めないでしょう。

だから、この数字だけじゃ何とも言いがたいので、先ほどは遠慮がちに、僕なりにには非常に謙虚な、遠慮がちな姿勢で申し上げたんですが、教育指導課だけの問題じゃなくて、子ども・子育て業務を行う区側の問題もあるわけだから、そういうところと調整して、もうちょっと何か奥に迫れるような、あるいは具体的な対処策が保護者にもある程度伝えやすいような、何かそういうものを数値化できないのかなと思います。僕はできるように思うのですが、

ちょっと考えていただければと思います。

○教育指導課長 御意見ありがとうございました。

私が申し上げたような中身も含めまして、次回、報告させていただく際には、もう少し具体性も、内容も含めまして報告をさせていただきたいと思います。

また、統計の仕方については、より原因と今後の対策といったところの方向性が少しでもわかりやすく説明できるような資料を作成するというところで検討させていただきたいと思います。

○教育長 文科省の基礎調査を報告するこの会議以外の機会でもいいので、報告してもらえたらと思います。例えば、家庭環境やネグレクト、暴力行為、もっと言えば、なかなか洋服を着がえさせてくなくて、みんなから嫌われて、いじめられてというように、幾つもの要因が1件のいじめや不登校の背景にあるということもあるでしょうから、こういう統計のとり方がある、こういう示し方があるというようなことを少し研究してもらって、問題の解決につながっていくような形で報告してもらいたいと思います。

私からも、つくし教室についてちょっとお聞きしたいのですけれども、つくし教室に通っているのは小学生2名と中学生11名とのことですが、毎日この小・中学生が通っているわけではないと思うんですよね。そこでお聞きするんですが、つくし教室には教師が何人いらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課長 今、元教職の管理職3名と、それ以外に指導員を4名配置しているところでございます。

○教育長 7名いらっしゃるということですね。

○教育支援課長 はい。

○教育長 この方々は、小・中学生がいないときは何をやられているのでしょうか。

○教育支援課長 基本的に、勤務時間は、大体のイメージとしては9時から5時というところでございます。子どもたちが来ている時間は指導に当たっていますが、それ以外の時間ですと、保護者との連携や学校とのさまざまな調整等を行っているところでございます。

○教育長 わかれば教えてほしいのですが、小学校2名の児童は、親御さんが連れてきていますよね。中学生11名は、多分自分で来ると思うのですけれども、この11名は、1カ月のうち何日つくし教室に登校していますか。

○教育支援課長 具体的に何日という数字は、本日、持ち合わせておりません。

○教育長 私としては、つくし教室はアウトリーチしていくべきではないかと思います。親御

さんとの協議や小・中学生への対応などを毎日しているとは考えにくいので、つくし教室として何をやっているかがよくわからないところがありますので、ぜひ、アウトリーチも考えていただいたほうがいいと思うんです。落合中学校や牛込第一中学校からつくし教室まで来るとかということを考えると、在籍校への登校だと難しいでしょうけれども、違う学校や違う場所へのアウトリーチについても、ちょっと研究してもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育支援課長** これまでのつくし教室の考え方としては、つくし教室に通ってこられる、一つの学校というイメージで運用しておりました。、アウトリーチに近いものではメンタルフレンドという仕組みもあって、これに登録すると、そちらに出かけて行うというしくみもあったのですが、平成27年度に1人の利用があつて以降、もう平成28年度から30年度まで、実績がなく余り活用されておられません。そういったニーズの問題もありますし、つくし教室がアウトリーチの対応をやるのか、そもそもその子の在籍校でアウトリーチの対応をするべきなのか、人員の問題などいろいろとあると思いますが、両方の考え方があると思いますので、このあたりについては、今後研究していければと思っているところでございます。

○**教育長** よろしくお願ひします。

ほかに何かありますでしょうか。

○**今野委員** 不登校の関係で、教育長からもお話のありました適応指導教室の利用者が2人や11人では、随分少ないと思ひました。現在のところ、小・中合わせると100人以上の不登校者がいて、しかも、聞いているところでは、全国的に学校に来ない期間が長期化して、学校の半分も来ていない、あるいは全然来ていない子もすごく多くなつてきているという中で、質という話が先ほどありましたけれども、どのくらい来られない子が多いのか。多分そういった子が増えていると思ひますけれども、そのときに、適応指導教室にごく一部しか来ていないし、それから教育長のお話では、来てもなかなか十分なことになっていないということであれば、残りの子たちはどういふふう、学校に来られない分、どこでどんな勉強をしているのか、あるいはそういうことを教育委員会、学校で把握できているのかどうか。そのあたり、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○**教育指導課長** 不登校については、欠席が年間30日を超えると不登校になり、中には、今お話がありましたように、ほとんど学校に来られていないというケースもござひます。学校では、家庭訪問をしたり、学校で授業の中で配布されていたプリント等を持参したりして、今の学校で取り組んでいる授業の内容を子どもに伝えるなどをしていっているところでござひます。

あとは、学校によっては、子どもたちがみんな帰った後に、放課後に学校に来てもらって、そこで個別に対応しているというような取組をしている学校もございます。ただ、全体から見ると、そういった取組の件数はまだまだ少ないと感じておりますので、子どもたちにいかに確実に学習する環境を提供できるかということも、今後取り組んでいかななくてはならない内容であると思っております。

○**今野委員** 2年前ぐらいに、不登校の子どもたちを中心とした教育支援の新しい法律ができて、子どもたちの対応に応じて休養させるとか、あるいは直接にはなりませんでしたが、学校以外のいろんな場についての整備についても、法律で規定していくようにという内容だったと思います。新宿には有名なフリースクールの学校も区域にはあるみたいですが、不登校の児童がそういうところにも行っているのかなと思っはいるのですけれども、実際には、どこでどうしているかというのはわからないでしょうか。

○**教育指導課長** 子どもたちの状況については、学校とも定期的に連絡を取らせていただいて、確実に家庭訪問を実施していただいて、状況の把握に努めております。また、学校外の施設で勉強している子も、何人か把握してございます。そういった場合には、必ず学校として教育内容を確認して、出席日数として認めるかどうかを十分に検討して、可能であればこれを認めるという取組を進めているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

フリースクールのほかにも、アメリカ系の学校に通ったり、フランス系の学校に通ったりしている児童・生徒がいらっしゃるでしょうけれども、そういった方も不登校に入っているんでしょうか。

○**教育指導課長** そういった方は入っておりません。

○**教育長** そうすると、ここでわかっているのは、純粹に不登校の児童・生徒になります。そのうち、つくし教室にも行っていない児童・生徒がどうしているのかということが心配であるということが、今野委員の御発言だと思います。いずれまた細かいことがわかれば、どこかで報告の時間をとらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** それでは、長らく質疑をさせていただきましたけれども、報告1について、ほかに御質問、御意見がなければ質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2時49分閉会